

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

令和 5 年 5 月 31 日  
厚生労働省保険局保険課

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について、令和5年4月18日（火）から同年5月17日（水）まで意見の募集を行ったところ、計23件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜集約させていただいておりますのでご了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	今回の省令改正において、個人番号等の記載義務が明確化されることにより、取扱いが変更となる点について、具体的に示されたい。	<p>資格取得届については、現在も事業主に対して、被保険者の個人番号等を記載して保険者に提出することを求めています。オンライン資格確認等システムへの迅速かつ正確なデータ登録を徹底するため、本改正において、事業主には被保険者の個人番号等を資格取得届に記載する義務があることを法令上明確化することとしています。</p> <p>被保険者から個人番号の提出を受けられない場合には、被保険者に対して、資格取得届等への個人番号の記載が義務とされていることを丁寧に伝え、提供を促していただくことが重要と考えています。</p> <p>個人番号の登録に当たっては、資格取得届等に記載された個人番号に基づき登録することが原則ですが、何らかの事情により、個人番号の提出が困難な場合には、保険者において、届書に記載された5情報（漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所）により J-LIS 照会を行い、当該5情報が一致する場合に、加入者の個人番号を取得することも可能です。</p>

2	<p>被保険者等の資格情報の登録について、資格取得届等の受付から5日以内に行うこととされているが、届書に記載不備等があり確認を要した場合は、どのように考えればよいか。</p>	<p>改正後の省令の規定に基づき、資格取得届等の受付日から5日以内に登録することが原則ですが、書類不備等により返戻等の対応が生じている場合においては、書類に不備がない状態で提出された受付日から5日以内に登録するという取扱いとなります。</p>
3	<p>個人番号等の記載義務の明確化により、個人番号の提出に一本化され、基礎年金番号を記載した届出は認められなくなるのか。</p>	<p>新たに協会けんぽの被保険者となる方について、年金機構に対して資格取得届を提出する場合には、個人番号の代わりに、基礎年金番号を資格取得届に記載して提出することが可能であり、省令改正後も同様の取扱いとなります。</p>
4	<p>被保険者に対し、個人番号の提出を促すための周知・広報を行う予定はあるか。また、被保険者による個人番号の提出を義務づけるための法令改正の予定があるか。</p>	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化のメリットについて、被保険者の方々に周知するため、医療機関等に対するポスターの配布や、保険者を通じたリーフレットの送付等を行ってきたところであり、今後も様々な機会を捉え、必要な周知・広報を行っていきたいと考えています。</p> <p>また、本改正において、資格取得届等への個人番号等の記載義務の明確化と併せて、事業主は、資格取得届等に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求めること等ができることとしています。</p>